

「町田市都市づくりのマスタープラン及び市民発意の街づくり支援スキームに関する見直し 検討調査」支援業務委託仕様書

第1章 総則

(適用)

本仕様書は、町田市(以下「甲」という。)が委託する「町田市都市づくりのマスタープラン及び市民発意の街づくり支援スキームに関する見直し検討調査」契約に適用し、受託者(以下「乙」という。)は、契約書、契約約款及び本仕様書(以下「契約条項」という。)に沿って委託業務を実施する。

(目的)

町田市における都市計画の基本的な方針である「町田市都市計画マスタープラン」と、都市づくりの分野別計画である「町田市交通マスタープラン」、「町田市緑の基本計画2020」及び「町田市住宅マスタープラン」等(以下、「都市づくりのマスタープラン」という。)について、東京都の都市計画区域マスタープランや町田市基本構想の見直しと連動して、人口減少期における都市政策や、リニア中央新幹線、多摩都市モノレール等の骨格的な交通基盤整備を見据えた、一括的かつ総合的な計画改定が求められている。

また、2004年施行の「町田市住みよい街づくり条例」に基づき、15年間にわたり活動を支援してきた「地区街づくり活動」についても、その到達点を地区計画の策定とすることを前提とせず、より柔軟な手法選択、より広範な街づくり活動への展開に対する活動支援を行っていくためのスキーム見直しの必要性がある。

本業務委託においては、2021年度末を予定する、都市づくりに関するマスタープランの一括改定に向けた準備として、町田市の20年先の姿を見据えながら、新たな都市像やマスタープランのあり方、市民との街づくりに関する協働体制を捉えなおすための検討調査を支援することを目的とする。

(疑義)

乙は、契約条項に記載のない事項、若しくは疑義を生じた場合は、速やかに甲と協議の上、甲の指示に従う。

(協議報告)

乙は、委託業務の実施にあたり、常に甲と連絡をとり、作業上の打合せ事項については、協議書または打合せ記録を作成するとともに、甲に作業の進捗状況を報告する。

(貸与資料)

甲は、委託業務の実施に必要な甲が所有している資料を、乙の請求により貸与する。

(業務責任者)

1. 乙は、委託業務を実施する業務責任者を定め、甲に届け出る。業務責任者を変更する時は、事前に甲と協議の上、甲に届け出る。
2. 業務責任者は、委託業務の全般に亘る業務管理を行う。
3. 業務責任者は、技術上の管理を行うために必要な能力と技術を有する者でなければならない。

(作業計画)

1. 乙は、契約後速やかに甲と作業内容や方法等について協議し、作業計画書を作成して甲の承認を得なければならない。
2. 作業計画書には、業務実施方針、業務内容、工程表及び担当技術者、その他必要事項を記載する。

(成果品の帰属等)

1. 委託業務の実施にあたって作成した調査・検討資料、成果品及び収集した情報は、全て甲に帰属し、乙は甲の承認を得ることなく、他に公表・貸与してはならない。
2. 甲は、契約書に定められた履行期限前であっても、必要に応じて完成している成果品の提出を求めることができる。
3. 乙は、契約期間の満了後であっても、納入した成果品に遺漏等が発見された場合は、すべて乙の責任において速やかに訂正を行う。

(秘密の保持・情報の管理)

乙は、別添「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を遵守し、秘密の保持及び情報の管理を適正に行わなければならない。

(事故発生による損害)

乙は、情報の紛失もしくは盗難等の事故により甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。

(再委託)

1. 乙は、委託業務の処理を第三者に委託または請け負わせてはならない。ただし、簡易な業務であらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りではない。
2. 乙は、再委託をするにあたっては、再委託先に対し業務の実施について、適切な指導及び管理を実施しなければならない。

(情報管理方法の指定)

乙は、データの取扱いにあたっては、データ保護管理規定を制定し規定に基づいて適正にデータ管理を行い、個人情報等の滅失、き損等の事故を防止しなければならない。

(業務に使用する車両)

乙は、この契約の履行にあたって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

なお、適合確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示、又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(印刷の素材等)

乙は、契約の履行又は委託業務の実施に際して、別添「印刷特記仕様書」を遵守しなければならない。

(TECRIS)

乙は、契約金額が100万円以上の委託業務においては、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき「業務実績データ」の作成を行う。業務実績データは監督員の確認後、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)の測量調査設計業務実績入力システムに登録しなければならない。また、登録後登録内容確認書を監督員に提出しなければならない。

第2章 業務内容

(業務内容)

以下の1～5にわたる項目について調査検討を行う。なお、スケジュールについては、別添資料1のとおりとすることを基本とする。

1. 2040年の町田市における都市イメージの検討

(1) 2040年の都市イメージ構築に向けた情報収集・整理等

人口・世帯、土地利用の動向などの基礎的データ、将来の都市基盤整備の方向性、社会経済情勢、東京都・国等の関連施策、他自治体の先進的取組、都市づくりにおいて今後取り組むべき課題等の情報を幅広く収集し、町田市における今後の都市政策におけるトレンドを捉えるための与件整理を行う。

(2) 町田市の将来都市構造の検討

(1)の整理をもとに、20年後の町田市を見据える都市づくりのマスタープランが共通して描くべき、新たな都市構造及び将来の都市イメージについて検討する。

2. 都市づくりに関するマスタープランの改定方針(案)の作成

(1) 計画体系の整理

1. で検討した都市イメージを実現化に向けて、都市づくりのマスタープランが果たす役割を見通し、機動的な施策実施につなげるために必要となる、各マスタープラン及び関係する諸計画・方針についての体系的な整理を行う。

(2) 各マスタープランの計画構成等の検討

(1)の整理を踏まえて、各マスタープランにおける改定骨子・論点及び計画構成の概案(目次出し程度)を検討するとともに、必要となる調査項目、新たに取り組むべき主要な

施策等を整理する。

(3) 都市づくりのマスタープランの改定方針(案)の作成

(1) 及び(2)の検討を踏まえて、都市づくりのマスタープラン改定に関する全体方針、計画体系及び各計画の構成の考え方、改定スケジュール等をダイジェストした改定方針(案)をとりまとめる。

3. 町田市住みよい街づくり条例に基づく地区街づくりのステップ見直しの検討

(1) 地区街づくりプランの策定・運用状況の整理

地区街づくり団体へのヒアリングを実施しながら、地区街づくりプランの策定動向及び策定後の運用状況等について調査し、策定・運用上の課題を整理する。

(2) 地区街づくりのステップ見直し検討

条例上、地区計画の策定を前提とした現在の地区街づくりのステップについて、主に地区街づくりプラン(目標・方針)と都市計画マスタープラン(地域別構想編)とを関連付けることを念頭に、地区街づくりプラン(目標・方針)を策定した以降に、建築ルールに関する規制誘導手法を多様に選択できる柔軟な仕組みを構築するため、制度見直しについて検討する。

4. 有識者へのヒアリング

上記1～3の検討に関して、有識者(3～5名×1回程度)にヒアリングし、ヒアリング内容を検討内容に反映する。

5. 都市計画審議会等、庁内検討会議への報告用資料の作成支援

上記1～3について、町田市の都市計画審議会及び街づくり審査会並びに庁内検討会議等に対する資料作成、提案、議事整理等の支援を行う。

なお、項目3の検討については、都市計画審議会及び街づくり審査会合同の専門調査委員会を設置し、3回程度の議論を経て答申を受ける予定とする。(別添資料1スケジュール参照)

第3章 成果品

(成果品)

「町田市都市づくりのマスタープラン及び市民発意の街づくり支援スキームに関する見直し検討調査」支援業務委託報告書	6部
打合せ記録	一式
各種検討資料(図面等を含む)	一式
上記の原稿及び電子データ	一式

(履行の報告)

乙は、契約期間内に成果品の納入をもって委託業務を完了し、検査を請求しなければならない。

(検査)

この契約の契約約款第24条第2項の検査に合格したときをもって、成果品の引渡しを完了したものとする。

(契約金額の支払い)

検査の合格後、乙の請求に基づき甲が一括で支払うものとする。

第4章 契約期間

(契約期間)

契約期間は契約締結の日から、2020年3月19日までとする。